

第9回 倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議 議事概要

◎日 時	令和3年11月29日（月） 午後2時00分～午後5時00分
◎場 所	倶知安町役場 3階 第一委員会室
◎出席者	策定委員会：矢吹座長、山田委員、坂井委員、辻井委員、大萱委員、笠間委員、 古谷委員、カー委員（ZOOM）、大久保委員、峠ヶ委員 ※ 欠席（高岸委員、佐藤委員） 傍聴者：4名 事務局：まちづくり新幹線課 桜井室長、星加係長、横山主事 コンサルタント会社：㈱KITABA 百瀬

1. 開会

（桜井景観室長）

2. あいさつ（座長）

（矢吹座長）

- ・ 第9回の景観計画の検討会を開催する。
- ・ 既に9回目ということで、残すところ1回となった。来年早々には計画として1つの冊子にすることになっている。
- ・ これまで皆さまからいただいた貴重なご意見、ご指摘を踏まえ、事務局で結構ボリュームのある資料を作っている。
- ・ 議事（1）「景観計画について」①～③は桜井室長、④については横山主事、（2）「緑の基本計画の素案」については、星加係長より説明いただく。

3. 議事

（1） 景観計画について

① 景観形成のゾーニングについて

（桜井室長）

- ・ 資料1-1の各ゾーニング地図について、前回からの変更部分について説明する。
- ・ 1枚目 「全ゾーン・重点地区」は町全域の色分け地図である。3つのゾーンで塗り分け、新幹線と倶知安余市道（高速道路）の予定ラインも入れている。
- ・ 2枚目 「市街地ゾーン」の変更箇所は、前回、道道58号を国道5号、国道276号と同じ市街地沿道地域としていたが、倶登山川を挟んで市街地と郊外で景観が違うので、色分けした。倶登山川より市街地側、国道5号方面は駅前周辺重点地域に含め、駅周辺と一体的に景観形成を考えていく場所とした。

- ・ 俱登山川より旭ヶ丘公園、旧ホテルようてい（西側）方面、地図左端の俱知安余市道の俱知安 IC 予定地までの区間は郊外的な沿道景観づくりがテーマと考え、名称を「郊外沿道地域」とし、琴平・峠下や高砂・比羅夫等の国道 5 号沿道と同種地域として位置付けた。
- ・ 3 枚目 「リゾート周辺ゾーン」にも新幹線と俱知安余市道の予定ラインを入れた。
- ・ 前回「農林環境保全地域」と、ひとまとめにしていた地域を「峠下・花園北環境保全地域」と「高砂・比羅夫環境保全地域」に分割し、両地域の特徴についても再度洗い出しを行った。
- ・ 4 枚目 「農林ゾーン」の地図は変更ない。
- ・ 資料 1－2 の表で、ここまでの修正内容をまとめている。
- ・ 名称のみ変更で、市街地ゾーンの「農高・岩尾別市街地域」を「旭南・北岩尾別地域」、リゾート周辺ゾーンの「ニセコ連峰自然公園地域」「羊蹄山自然公園地域」を「ニセコ連峰山岳地域」「羊蹄山山岳地域」と改めた。

（矢吹座長）

- ・ 皆さんからこれまでご指摘あった点の変更、さらに追加したところについて説明があった。お気づきになった点など、ご意見ご指摘いただきたい。

（古谷委員）

- ・ 特にない。

（笠間委員）

- ・ このゾーン分けは景観計画素案にも入ってくるのか。

（桜井室長）

- ・ 景観計画内でもこのゾーン分けで各地域の特徴や景観形成の方針を入れていく予定である。

（桜井室長）

- ・ 引き続き、資料 1-3 について説明する。ここで説明する「リゾート近隣重点エリア」は、新たに準都市計画区域とすることにより建ぺい率・容積率等の建築ルールが適用される。
- ・ また、俱知安町の景観形成上も重要なエリアであるため、各地域の特徴と課題について再整理した。
- ・ 「郊外沿道地域」はこれまでの琴平・峠下と高砂・比羅夫に加えて、前述の旭（俱登山川～IC 予定地）区間も増えたが、町外から幹線を走ってきて市街地やリゾートを訪れる人が、森の向こうの羊蹄山にお出迎えされる場所である。
- ・ また、様々な事業所が我々の生活に密接に関係している大切な場所である。
- ・ この地域の課題を「お出迎え空間としての魅力向上」とし、羊蹄山がお出迎えする空間としての景観形成を方針とした。
- ・ 「峠下・花園北環境保全地域」は、花園牧場、産業廃棄物処理施設が森に包まれた中にあり、俱知安峠を通る国道 5 号が主要幹線となっている。
- ・ 共和町から花園へ高圧送電線が通っており、地域の真ん中を俱知安余市道が縦断予定である。高架など、今まで俱知安で見られなかった景観が現れる見込みである。また、旭・花園リゾートの開発の滲み出しが想定される。

- ・ 景観形成の方針としては、豊かな自然と森林の維持を大切に、国道や道道などの主要道路から眺めた際に、森林から突き出て見えるような高い建築物や工作物に配慮するとした。
- ・ 「高砂・比羅夫環境保全地域」は、畑と森林がメインであるが、すぐ隣にリゾートエリアが隣接している。また、羊蹄山とニセコ連峰を双方向に望める特徴的な景観がある。
- ・ 地域の中央を新幹線が縦断予定で、一部、地上部に高架が見られる予定。
- ・ この地域の課題は、隣接するリゾートエリアからの開発の滲み出しや、羊蹄山とニセコ連峰への眺めを遮るような高い建物や工作物への懸念があること。
- ・ 方針は、豊かな森林と自然の維持を重じながら、山並みの眺望を配慮することとした。
- ・ 「羊蹄山麓環境保全地域」は羊蹄山のお膝元である。国道5号をリゾートエリアに向かって走ると、左に羊蹄山のダイナミックな姿が見られる。
- ・ 羊蹄山の裾野の森林保全、水源があることから水源涵養も大きな課題となる。
- ・ 方針は、羊蹄山の裾野の森林保全、眺望に影響する高い建物や工作物に配慮することとした。
- ・ 資料下部の表で、リゾート近隣重点エリアの全体的な課題を整理している。リゾートエリアからの開発滲み出しへの懸念、羊蹄山やニセコ連峰への眺望確保、高速道路や新幹線高架など新たなインフラが与える景観や自然への影響、また、準都市計画区域のルールにより、建築物の規模や用途のコントロールを図るものの、景観地区には含めない予定であり、高さについて強制力のある制限がないため、眺望への影響を極力抑えるよう、適切な誘導を図りたい。
- ・ この重点エリア内の各地域には、建物及び工作物の高さを原則15m未満とするという景観形成基準を入れたい。目的上、止むを得ず高さが上回るものに対しては事前協議を図りたい考えである。
- ・ 通常の届出より前段階で、専門知識を有する景観アドバイザーを交え協議することで、有効な解決策・誘導を図っていききたい。

(矢吹座長)

- ・ 今説明のあったリゾート近隣重点エリアの各地域の特徴、方針の内容は、景観計画の中にも入ってくるのか。

(桜井室長)

- ・ 資料1－3の2枚目に計画素案の該当部分を切り出している。この形で計画に入れる予定である。

(辻井委員)

- ・ 特に異論はない。きちんと段階を踏んで整理されていると思う。

(峠ヶ委員)

- ・ 「リゾート景観重点エリア（リゾート周辺ゾーン）」の緑色に塗られた「保全型地域」はどのようなルールになるのか。

(桜井室長)

- ・ そちらは景観地区内なので、絶対的な高さ基準が設けられる。

(星加係長)

- ・ 保全型地域は、ほとんどの箇所で13mの高さ制限を引いている。

② 届出基準・景観形成基準について

(桜井室長)

- ・ 資料2の2枚目 「景観届出基準」の説明をする。②工作物の表にて「送電塔・送電線」の分類を加えている。
- ・ 送電塔や送電線について、色々な景観行政団体での取り扱いを調べると、電力供給、電話関係の施設を景観届出の対象としているところ、対象外としているところ、まちまちだった。北海道では、送電塔や送電線は届出対象外としている。
- ・ 倶知安町の景観を考えると、まちなかに無数にある電柱や電話柱は、ほとんどが10m以下で景観に与える影響は大きくないと考えているが、送電塔や送電線は非常に高さがある。頻繁に設置されるものではないが、配置計画が生じた際には電力事業者と協議していきたい。
- ・ 3枚目 建築物・工作物の景観形成基準表の内、中段の黄塗部分「2. 規模（高さ・面積）」の「リゾート近隣重点地域 形成基準」の【高さ上限】は、先ほど説明した部分の反映である。
- ・ 2枚目下段 ③「土地の形質の変更」の「リゾート近隣・山岳エリア」の届出基準は、「一般地域」より届出基準を厳しく、面積1,000㎡を超えるものを届出対象にしたいと前回、提案したが、市街地より面積規模が大きくなる郊外型開発に対する妥当な線について、1枚目「1. リゾート近隣重点エリアでの、開発行為等の届出要件」で再検討した。
- ・ 面積については一般地域と同様、3,000㎡を超えるものを届出対象にしたい。この地域は都市計画法上の開発行為許可申請も3,000㎡超が対象となるので、要件を揃えることとする。
- ・ 開発行為許可申請の観点、良好・安全な市街地形成であり、景観的な観点まで見られない。1つの開発を2つの観点から見届けた上で、着手していただきたいという考えである。
- ・ 同ページ「2. 土地にかかる行為の届出行為の入口整理」について。
- ・ 1) 前回案では、「土地の造成」「樹木の伐採」「土石等の堆積」それぞれに、届出基準とそれに応じた形成基準を別個に示していた。
- ・ しかし、実際の開発現場では、これらが一連で行われる。例えば、開発面積4,000㎡のうち、林が2,900㎡で、残りが裸地の土地でそこを開発する場合、「樹木の伐採についての景観形成基準は全く無視していいのか？」等、様々な状況を考えると、自分が混乱してしまった。
- ・ 土地の開発において大切なことは、例えば、「法面は大規模なものを避けて緑化しましょう」「道路沿いは樹木を残して修景しましょう」等、1つの土地を色々な視点から見ていくこと。
- ・ 造成の届出基準に達しているから届出するけれど、造成の景観形成基準だけ守れば、伐採や野積みはどうでも良い、というのは望ましくない。
- ・ 土地を造成する際は、法面や樹木など「形成基準で挙げている色々なポイントについて、包括的に考えましょう」ということを表したかった。

(矢吹座長)

- ・ 事務局の説明に対し、不明点やご意見、色々な事例が考えられると思う。前回案より具体的な景観形成基準や届出対象行為が整理されたと思うが、どうか。

（大萱委員）

- ・ 説明のあった部分は良いと思う。気になったのは、高さ 10m以下の建築物や工作物にほとんど規制がないところ。この際、よく考えた方が良い。
- ・ 例えば、外国の市街地で電柱などはほとんどない。高いのはせいぜい信号くらい。それに引き換え、日本は 10m以下で本数が非常に多い。多くの人々の生活空間の中に目につくものがいっぱい立っているのが現実。
- ・ 「10m以下の工作物は支柱直径を 20 c m以下としましょう」、または「できるだけ細くて丈夫な部材を使用しましょう」など、景観の阻害となり得るものを最小限にすることを考えても良いのでは。
- ・ 日本中、どこの街に行っても無残な電柱の風景が広がっている。その辺りを少し考えていただければと思った。

（古谷委員）

- ・ 2 枚目下段の「土地の形質の変更」について、土地の地目に関わらず基準は同じなのか。

（桜井室長）

- ・ 地目の違いによる取り扱いの別はない。

（古谷委員）

- ・ 実際に産業廃棄物処分場を運営している立場から話をさせてもらう。
- ・ 地域の大半を占める法律上の山林地は木を残し、それ以外の土地を開発することになる。実際木が生えていても、林班外で山林扱いでない場所もあるが、開発可能な場所かどうかは、はっきり区別されている。
- ・ 景観上の判断は、ビジュアル的な感覚によるもの。誰がどのように、開発の是非を判断するのか。
- ・ 人によって判断が変わってくる。基準を定めるのは良いが、将来、次世代の人達が、景観基準運用の仕方によって生業を継続できなくなったらどうするのか。前回、ハンドブックの話も出たが、運用面をどうするかが心配。
- ・ 高さ 15m以上のものは事前協議を行うというが、どこから測った高さになるのか。高低差大きい土地、例えば、20mも低い窪地に 15mのものが建っても、実際まだ低い。そういうことを景観アドバイザーに説明することになるのだろうか。
- ・ 「道路沿いの樹木は極力残しましょう」と言っても、窪地に生えた既存樹では大した目隠しにならない。それならば、盛土した場所に植林した方が良い。
- ・ そういった判断をする人は大変だ。北海道の景観条例で良いのでは。道の羊蹄山麓広域景観形成基準との関係はどうなるのか？
- ・ 倶知安の景観計画を壊すつもりはないが、将来に禍根を残すことはしたくない。自然に何も手をつけないことが 1 番景観を阻害しないことかもしれないが、生活していかなければならない。

（桜井室長）

- ・ 羊蹄山麓広域景観形成基準では、5,000 m²を超える開発行為が届出対象。
- ・ 「リゾート近隣重点エリア」は準都市計画区域とする予定なので、これからは 3,000 m²超のものが開発行為許可申請の対象となる。

- ・ 広大な峠下で一切木を切らないでくれと、無茶なことを言うつもりはない。高さ 15m を超えるものでも、町や住民の生活に必要なものであれば、事前協議により可とする考え。

（古谷委員）

- ・ 確認申請でも高さ 15m が 1 つの目安だと思うが、15m の建築物・工作物は色々建つ可能性がある。峠下でもそれぐらいの高さのものが現にある。

（桜井室長）

- ・ 高さの基準点は工作物等の足元になる。
- ・ 例えば、「峠下・花園北環境保全地域」は、特に国道 5 号から羊蹄山等への眺望を大事にしたいが、国道から離れた奥の窪地に建てたものが景観阻害になるケースは実際少ないだろう。
- ・ しかし、道路のすぐ脇に 30m の鉄塔が建てば、相当なインパクトになる。

（矢吹座長）

- ・ 届出に対する是非の判断を誰が、どのような観点で行うのか。基本は行政職員が判断することになる。
- ・ 地形によって見え方が全く違ってくる。低地に 50m のものを建てても、高い場所からの眺望は阻害しないこともある。景観上の判断はケースバイケース。

（古谷委員）

- ・ 届出に対し、専門家が何人かでチェックする体制をしっかりと明記したほうが良い。

（桜井室長）

- ・ 景観アドバイザーの制度の導入を考えており、その上部に景観審議会もある。アドバイザーは景観審議会委員の中から選出できたら、と考えている。
- ・ ある程度定型的な届出の処理は職員、事前協議はアドバイザー、難解な案件は審議会という審査体制の構図は、景観計画内にしっかりと書きたい。

（古谷委員）

- ・ この案を壊すつもりはないが、届出が通るのに何年もかかるようであれば大変。景観保護ばかりでなく、住んでいる人が希望と夢を抱いて住めるような町にならないと。
- ・ 皆が幸せになれるよう、しっかりしたチェック体制を作る必要がある。高さの設定よりも審査体制の方が大切かと思う。

（矢吹座長）

- ・ 景観計画には、景観と私たちの生活、どちらにも疎外感を与えないことを、さらに具体的に入れてほしい。

（古谷委員）

- ・ 羊蹄山麓の景観形成基準より厳しい基準となるならば、羊蹄山麓の基準から抜けてもいいのでは。

（桜井室長）

- ・ 倶知安町景観計画の適用後は、羊蹄山麓広域景観形成基準から抜けるので、両基準が二重適用され

ることではない。

(矢吹座長)

- ・ 大萱さんのご意見も含め、事務局により具体的に考えてほしいと思う。

(古谷委員)

- ・ この制度が倶知安町をより良くするものになれば良いが、他所から来た人が勝手なことを言うようでは駄目である。どんな人が審議することになるのか、とても心配だ。立地する場所の地盤高で、高さ15mの意味合いが全く変わってくる。

(笠間委員)

- ・ 町が事業者の計画をしっかりと把握する為、届出基準は厳しめに設定する必要がある。もちろん古谷委員が仰られるとおり、地域の人達が望む姿を導ける審査体制も大切である。

(矢吹座長)

- ・ よく地域を知っている方、事例をよく知っている専門家を合わせて適切なアドバイスをしてもらいながら、対処していくという体制づくりが大切である。

(笠間委員)

- ・ 2枚目下段の「土地の形質の変更」として包括的に届出、判断するとの提案だが、伐採はこの中に含まれないのか？ 「土地の形質の変更」に係らないものが無届で良いのか、そこはよく検討して欲しい。
- ・ 開発行為等で伐採時やその後の造成時などに届出が複数煩雑化する場合は、まとめて届出出来るようにすれば良い。
- ・

(桜井室長)

- ・ 「土地の形質の変更」という言葉の中に含まれる要素を、再度整理して提示したい。

(大久保委員)

- ・ これまで2年近い会議を振り返ると、今年度に入ってから話が進んでいない気がする。昨年度末に基本方針を定めた辺りが山場と感じていた。ゾーニング1つにしても、なぜこんなに複雑になってしまったのかと思う。
- ・ 当初から自分の意見は変わっておらず、準都市計画地域を含めた景観地区を広げて、開発情報のキャッチと開発の広がりがある程度抑制できた方が良くということ。景観地区については、建ぺい率や容積率などはこれ以上厳しく規制することなく、緑地率確保等の他の部分でコントロールできれば良いと思っている。
- ・ 現行の景観地区の建ぺい率や高さ制限は物件所有者の皆さんと何度も話し合って決めたもの。
- ・ きっちりゾーニングしてしまうと、既に住んでいる人達が知らないうちに厳しいルールになってしまい、自分の倉庫の塗り替えなども、いちいち町に届出なければならない状況になりうる。
- ・ ニセコひらふのコンドミニアムについても、築後年数が経ち、大規模改修時期に入ってきている。改

修時の色彩や新しい建物に対して細かくルールを設定するのは良いが、道路や河川など建築物ではない、色々な分野のルールにも手を出し過ぎでないかと懸念する。そこに委員の方々も不安やストレスを感じてしまうのではないかと。

- ・ 観光協会の目線で言うと、昨年と今年は新型コロナの影響で国内外とも観光客は少なくなっているが、回復後は新たな投資や開発が増えていくだろう。今も色々な建物の計画があり、ニセコひらふエリアを中心に国道393号沿いへの投資が進んでいる。投資を止めることなく、柔軟に受け入れる運用方法があるのではないかと。
- ・ ルールは必要だが、それぞれのエリアに色々なルールを細かく書くほど、役場の負担が増え大変なものではないかと思う。
- ・ 開発事業者目線で言うと、条例や計画、町や道との協議、建築基準法上などの複数のルール・基準を守る必要がため、複雑になってしまうのではないかと、懸念している。
- ・ 各エリアの在り方や基本理念としてのゾーニングは良いが、細かく分け過ぎると、今住んでいる人の首を絞めてしまわないか不安。

③ 分野別の景観形成方針／景観重要公共施設について

(桜井室長)

- ・ 資料3-1、分野別の景観形成方針について。景観計画素案の内容を2ページ目から載せており、1ページ目はその概要をまとめている。
- ・ 携帯電話基地局について、基本であるが、高さや色を配慮すること。景観色にも“焦げ茶”や“灰色”など複数あり、背景に適した背景色を選択しないと返って目立ってしまう。
- ・ 電柱・電話柱については、主要幹線からの無電柱化、また沿道配置については、横断線や景観資源の眺望方向を避ける等の着目点を記載している。先ほど大萱委員からご意見いただいたポール鋼柱の使用についても、早速取り入れたい。
- ・ 送電塔や送電線について、特に大規模な施設につき道路横断や山並みへの眺望に配慮した配置、また、町内でも近年実績ある送電線の地中化について、電力事業者とじっくり協議していきたい。
- ・ 変電所について、フェンスや防音壁が周辺に与える圧迫感の軽減を図りたい。
- ・ 再生可能エネルギーについて、今後、様々な場所で利用拡大が想定される。周辺景観との調和や目隠し植栽による修景、山腹や傾斜地の利用を抑制して、土砂災害リスクを回避するといった観点がある。
- ・ 道路付帯物について。例えば、幹線交差点を見回して雑多な印象を受けるのは、設置者や設置時期の違いで付帯物の色がまちまちなことも理由だと思う。その辺り統一感を持っていければ、ということも書いている。
- ・ 屋外広告物について、資料1ページ目では周辺との調和や、規模・個数の抑制、眺望への配慮とまとめているが、素案原稿の方では、宇山田のキッチンカーや国道5号沿いの大型地上広告物のインパクトなど現状の注目点も載せている。
- ・ 続いて資料3-2、景観重要公共施設について、前回会議意見を踏まえて追記した部分を赤字表記している。新幹線や倶知安余市道など、計画中の公共交通路も追加した。

- ・ 公共建築物について、新幹線駅舎と併設される都市施設も、倶知安の新しいランドマーク、到着客が羊蹄山を眺める場所として、魅力的な施設であってほしいことから候補に入れている。
- ・ 公園もまちなかで緑の景観を維持する大事な公共施設。新駅建設に伴い転機を迎える2つの公園を入れている。
- ・ 登山道・遊歩道も管理者は林務署等になるが、皆で大事にしていこうといったことを書いてみた。

(矢吹座長)

- ・ 皆さんから、ご意見をいただきたい。

(古谷委員)

- ・ 道路付帯物についての記載だが、国道、道道、町道の付帯物を揃えるのは難しいと思う。
- ・ 国道276号、喜茂別相川～八幡区間が（シーニックバイウェイ北海道の）秀逸な道の指定を受けた。より良い道になるよう、活動団体から開発局に色々提案していきたい。その際、倶知安町にも話が来ると思うが、各道路管理者と協議するといった柔軟性も入れてほしい。

(矢吹座長)

- ・ 地域の実情に合わせた各道路管理者等との事前協議は大切なこと。反映したい。

(峠ヶ委員)

- ・ 景観計画全体を通じて言えることだが、計画策定後の実践はどこが窓口になるのか。
- ・ 駅前通りは道道だが、国道5号や町道も接続している。駅近辺で除雪や街灯に支障があったときなどは、どこの管理者に連絡すればいいのか迷ってしまう。
- ・ 景観についての窓口、フットワーク良く動けるところがあると良い。
- ・ 町を通して道道や国道に伝えられる仕組みが必要。登山道や河川管理など、まず話を聞いてくれるところがないといけないと思う。

(桜井室長)

- ・ 景観重要物の冠を付けたものは、まず景観係が話を聞いて、そこから担当部署へ繋いでいくのが良いと考えている。

(峠ヶ委員)

- ・ 例えば、登山道に倒木があったとき、登山者から町に連絡があったら、国に連絡してくれと言われたり、たらい回しになって、連絡した人が苦勞してしまうのは良くない。
- ・ 旭ヶ丘の遊歩道もだが、町民の負担が重くならないよう、しっかり対応してくれる役がいないと、良い景観が維持できないと思う。

(星加係長)

- ・ これは役場の業務全般にも関わるお話しと思った。
- ・ 自分の部署で消化しきれない案件はある。連絡先機関を伝えることもあるが、どのような課題があるのか、その担当先と話をすると課題が見えてくる。
- ・ 町が窓口となり、情報整理した上で担当機関に伝え、担当機関から話を寄せてくれた人へ連絡する

などの流れができると良いと思う。役場全体の姿勢として考えていくべきと感じた。

(辻井委員)

- ・ 都市施設は民間管理なので、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物になってくるのでは。
- ・ 景観重要公共施設は行政財産が対象で、行政間で協議しながら進めるものかと思う。

(矢吹座長)

- ・ 地域の方達からのご意見に対処するのは地元行政の役割。しっかりと調整役を担っていかなければならないと思う。

④ 景観まちづくりの進め方について

(横山主事)

- ・ 前回の会議からの変更や追加点について、説明する。
- ・ 「1. 景観まちづくりの考え方」について、前回はタイトルに「協働による～」と入れていたが、義務感が強く感じられるため、取り除いた。
- ・ 今回追加した本文で、倶知安町の景観づくりは日々の暮らしや営み、活動の中から生じるもので、それらの積み重ねにより、皆さんに愛される町へと変わっていくということを語っている。
- ・ また、次ページから掲載している活動を皆さんが知り、触れて、参加することで、町民全体が大きな輪として繋がり、倶知安町がより魅力的な町になるように、景観まちづくりを進めよう、とまとめている。
- ・ 第2節のタイトルを「景観まちづくりの推進方策」から「景観まちづくりの取り組み」に変更した。町民の皆さんに、現在行われているまちづくり活動を知っていただく場とした。
- ・ 各項目の「取り組みの例」について説明を入れた。
- ・ 「(3) 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり」うち「1) 生活環境の向上につながる景観づくりの推進」と資料に記載しているが、末尾の「推進」は取り除く。
- ・ ここでの取り組みの例に、【花壇づくりの促進】と【空き地、空き家対策事業】があるが、修正を考えており、町内会や倶知安農業高等学校による花壇づくり、町内会による空き地の草刈りなどの取り組みを盛り込んでいきたい。
- ・ 次ページの2)と3)は前回、未完だった内容を埋めている。
- ・ 「(4) 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める」では、1)の「取り組みの例」に【自然資源を活用したスポーツやアクティビティ】を追加した。
- ・ 2)と3)については、前回の会議で「観光的な部分をもっと入れたら良いのではないか」とのご意見を頂戴しておりましたので、「2) 交流を通じた景観形成の促進」「3) 景観資源の魅力発信」を新規追加し、2)は主に、イベント関係を記載。3)は、色々な刊行物や情報発信を記載した。
- ・ 「4) 暮らしに豊かさ、賑わいにつながるまちづくり」は、前回ご意見を頂いた、「昔ながらの文化というところ」で、金比羅さんや倶知安神社例大祭を加えている。
- ・ 「(5) 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる」の「3) 景観まちづくりの次世代を担う人材育成」には、倶知安農業高等学校や各小中学校での取り組みについて触れていきたい。

- ・ 第3節は、第1節と重なる部分もあるが、少しずつ皆でつながっていけるよう、「広がる景観まちづくり」とタイトルを変更した。1番下にキャッチコピーとして「あなたと私で広げる景“環”」を入れた。
- ・ 「景“環”」という造語は、皆さんの活動が良い景観をつくり、どんどん広がり、環となってつながっていくことをイメージした言葉。
- ・ 基本方針や行動指針の4つの心が、景観まちづくりにつながっていくことを、ページ中央の図で表現したいと思い作成している。

（矢吹座長）

- ・ まだまだ具体的な内容を足しこんでいくことになるだろう。
- ・ 意識せずとも既に誰もが、景観まちづくりに関わっているという「気づき」を促す内容になっている。皆で一緒に何か始めましょう、ということより、色々な人たちが花や緑づくりを行っていたり、教育に関わったりしていることが、この中で網羅されていくと良い。

（矢吹座長）

- ・ 景観計画は大まかなこと、個別具体的なこと、それぞれが網羅されないと計画として成り立たないという面もある。規制だけでなく、景観を活かしたまちづくりの指針となるものにしたい。
- ・ 「第7章 景観まちづくりの進め方」については、もっと具体的内容が充実してくると、各々がまちづくりに携わっているという意識が高まってくるだろう。
- ・ 農業高校の活動も入ってくると、より前向きなものになると思う。

（2）緑の基本計画について

（星加係長）

- ・ 計画書の形でお見せするので、ボリュームがあるように見えるが、大部分は今までお話しさせていただいた内容である。
- ・ 目次について、1章は緑の基本計画の概要、2章は現況把握となっている。2章の1は俱知安町の概況、2は緑を取り巻く動向、3は緑の現況と課題、4は緑の機能・役割の新たな視点で、法律面や概念的なものの新たな潮流について。
- ・ また、緑の基本的計画における観点は「緑地」と「緑化」があり、緑地は主に公園関係、緑化は普段皆さんが取り組んでいただいているような緑づくりに関してである。近年は緑による防災や減災機能の重要性が言われている。また、グリーンインフラについても、記載している。グリーンインフラは防災関係とも密接に関連しており、緑の持つ色々な機能があるということである。
- ・ 3章で評価の整理としており、内容としては、現行の計画の整理である。
- ・ 4章からが基本理念と基本方針となっており、この計画の本体部分である。ここの理念や方針については、以前お示ししているが、改めて後ほど説明する。
- ・ 5章で施策及び推進プログラムを整理しており、今後緑について取り組む具体的な方向性を書いている。ただし、緑の基本計画は、例えば「この公園に対して具体的にこうします」というものではない。

基本計画なので、基本的な方向性を書いていき、それに沿って個別事業を実施してもらうことになる。

- ・最後に第6章では、計画の推進に向けた体制や進行管理を記載している。
- ・P5 1章について、計画の位置づけとして、色々な計画が絡み、この緑の基本計画が成り立っていることを図示している。国では、国土強靱化計画やシーニックバイウェイ北海道、北海道では都市計画の整備方針、みどりの基本方針、さらには羊蹄山麓広域景観づくり指針などが関連している。
- ・倶知安町の計画では、倶知安町総合計画や都市計画マスタープラン、先ほど議論いただいた倶知安町景観計画、観光振興計画、地域防災計画、公園の検討に関わりのある子どもプランなど、様々な計画に支えられて、緑の基本計画が成り立つということである。
- ・P6 「計画の対象区域」について、緑の基本計画は基本的に都市緑地法に基づいて策定される。市街地はどうしても緑が失われがちであるので、計画的に緑の潤いのあるまちなみを育んでいこう、というものである。
- ・計画の対象区域は基本的に都市計画区域内であるが、都市に潤いを持たせるためには、町全体の状況を把握しながら、検討を進める必要があると考えており、倶知安町全域を俯瞰しながら、都市計画区域内の緑について考えていきたい。
- ・次のページ以降は現況の把握であるため、説明は割愛する。
- ・P20 「倶知安町の緑の現況と課題」について、緑の定義は上部に整理している。これらについて、緑の基本計画内で整理される。
- ・施設緑地と地域性緑地がある。施設緑地は公園、役場などハード整備事業による緑地などが該当し、地域性緑地は法律で守られている保安林や河川敷などが該当する。
- ・これら緑地に対し、(1)公園・緑地関係、(2)農地や森林関係、(3)協働の緑づくり活動、の3つの観点から現況と課題の整理を行った。
- ・P21 以降は、前回も色々と意見交換させていただき、(1)～(3)の3つのカテゴリについて、課題等を確認させていただいた。本来はもう一度確認・ご意見をいただくのが丁寧な進め方だが、時間の都合もあるので、説明については割愛させていただく。
- ・P44 「4章 基本理念と基本方針」について。未来に向けて今後、どのように進めていくか、の基本理念を「みんなで育む みどり豊かに 健やかなまち」とした。
- ・基本理念を支える基本方針を3つ定めている。
- ・1つ目の方針は「町民の身近な利用につながる公園・緑地づくり」としており、求められる視点としては、「居心地の良い空間」「日常的な利用」「親しまれる遊具」「防災機能」「堆雪場の機能」としている。
- ・2つ目の方針は「倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進」である。これは、まちなかの緑だけでなく、日々、羊蹄山やニセコ連峰、尻別川など遠くの緑も意識しながら生活していることから、市街地の外側にある緑をいかに利活用していくかも大事である。
- ・視点としては「緑の基盤と骨格」「景観づくり」「グリーンインフラ（防災機能）」「住民とのつながり」「産業連携」と整理している。
- ・3つ目の方針「町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進」について。景観計画第7章でも触れたような、日頃の皆さんの色々な活動が、緑づくりや私たちの暮らしの質の向上にとって大切だと考えている。その時に、＜視点＞にある「暮らしの潤い」「緑を通じた交流」「景観づくり」「地域への

愛着」「公共施設の緑化」などがキーワードになると思う。

- ・ P46 系統別配置方針は、今回初めてお示しする。全部で4系統の方針を考えており、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」としており、他自治体でも似通った系統分けである。
- ・ 1つ目 「(1) 環境保全系統の緑地の配置方針」、うち「1) 良好な自然環境の保全と共生」では、百年の森公園の大切さを述べている。
- ・ 「2) 都市の骨格や拠点となる緑地の整備」では、尻別川や倶登山川、旭ヶ丘公園などが大事だと捉えている。
- ・ 2つ目 「(2) レクリエーション系統の緑地の配置方針」について、「1) 自然とのふれあいの場の保全と活用」では、百年の森、リバーパークが自然と触れ合う場として大切にする。
- ・ 「2) 都市におけるレクリエーション拠点の充実」では、市街のレクリエーション空間として、旭ヶ丘公園が大切だと考えている。
- ・ 「3) 身近なレクリエーション施設の充実」では、町内に12ヶ所所在都市公園、例えば、しらゆき公園やどんぐり公園などの街区公園が大切だと考えている。
- ・ また、都市緑地である駅前公園は、新幹線駅の整備によって廃止が見込まれる。新たに整備する駅前広場において、これまでの機能と同様の来訪者や町民の憩いの空間を確保していくこととしている。
- ・ 3つ目 「(3) 防災系統の緑地の配置方針」、防災機能としての観点だが、「1) 災害防止に資する緑地の保全」では、市街地の西側や北側に広がっている樹林地を1つの観点としてはどうかと思っている。
- ・ P31 「地域制緑地位置図」に、緑で表示されている森林と、黄色で表示されている農地があるが、基本的には用途地域の周りに農地が広がっている。
- ・ こういった形で、しっかりと保全された農地が市街周辺に在り、市街地の色々なものを外縁で支えていると思っている。
- ・ また、河川はしっかりと護岸等維持されており、防災機能を保持しているという整理である。
- ・ 「2) 防災機能を有する公園緑地の充実と整備」について、旭ヶ丘公園と中央公園は広い敷地を有しており、有効に防災機能を発揮するのではと思っている。
- ・ それ以外にも身近な公園や学校等の公共施設が点在しているが、それらを防災機能を位置付けて確保していく。地域防災計画との整合性をしっかり取っていきたいと考えている。
- ・ 「(4) 景観形成系統の緑地の配置方針」について、「1) 優れた自然景観地の保全」では、市街地に間近な樹林地が普段目に映る景色なので、大切にしていきたい。また尻別川や倶登山川などの河川も緑の骨格をなしているものなので、大切にしていきたい。
- ・ P48 「2) 都市景観の創出に資する緑地の保全と整備」について、市街地に組み込まれる緑地、公園や街路樹を計画的に設ける、また、北海道新幹線駅周辺は積極的に緑化を図っていかねばならない。リゾートの玄関口としての整備を、ある意味チャンスと捉えて取り組んでいくと良いと思っている。
- ・ P49 将来像図については、もう少ししっかりしたものをお見せしたかったが、作業が追いつかなかった。今は町全域図を入れているが、更に市街地にスポットを当てて整理したい。さらに、4つの系統別配置方針についても地図で落とすとして示したい。そこについては、次回の会議で確認していただきたい。

(矢吹座長)

- ・ 49 ページまで説明をいただいたので、皆さんからご意見をいただきたい。

(坂井委員)

- ・ P10 SDG s の一般的な文章が入っているが、倶知安町としてのゴールやターゲットを入れていかなければ、意味がないのかなと思う。
- ・ 計画の中で町民の参加について書かれているが、町が推奨する樹木や花を定めて、こういうものを植えていってください、というものがあると指標になって良い。

(矢吹座長)

- ・ 町木（イタヤカエデ）と町花（キバナシャクナゲ）はかなり特殊なもの。まちなかで植えるのはかなり大変。
- ・ その他の樹木や花で、皆さんが普通に育てられるこの土地に合った植物が広がっていくと良い。

(星加係長)

- ・ 今ご指摘いただいたSDG s については、もう少し精査したい。基本的な流れについては、このあと説明する内容に結びつくところだが、イメージがもう少し伝わるものにしたい。
- ・ 素案の1番後ろ、参考資料に倶知安町百年史等を参考にした自生種リストを掲載している。その中で、街路樹として植えられるものも整理している。これらは掲載するだけでなく、この整理を元に、活用していくことも考えていくべきと思っている。

(矢吹座長)

- ・ 残りの 50 ページ以降の説明をお願いします。
- ・ P51 「計画の目標水準」について、今の緑の基本計画が策定されたのは10年ほど前である。他自治体同様、10年スパンくらいで内容を改訂することを考えているが、計画期間・目標値については、20年後を想定している。
- ・ 近年、緑の目標値としては、量から質へ切り替わってきている。以前だと、町民1人当たりの公園面積などが指標として挙げられてきたが、近年は公園の満足度など、定量的な指標から定性的な指標が用いられている。
- ・ そのため、今回は緑に関するアンケート結果を中心として目標値を設定している。
- ・ 町民の9割ほどが、緑の豊かさが良いと回答し、水の綺麗さも80%以上が良いと、高い数値となっているので、これを下回らない目標を掲げている。
- ・ 身近な花植え活動の参加率については、現在そこまで高くないものの、機会があれば参加したいという数値は21.3%と、既に参加している率12.2%より高くなっているため、20%を基準に目標値を設けている。
- ・ 公共施設の緑化率に関して、役場庁舎は敷地面積の10%くらいが緑化されている。
- ・ P53～ 「5章 施策及び推進プログラム」を整理している。

- ・ 「１．緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、公園緑地関係については、大きく５点に整理している。「施策①１）旭ヶ丘公園の利活用の促進と再編」では新幹線倶知安駅開設を踏まえた上での旭ヶ丘公園の利活用や連携、老朽化した施設の再編・再構築について考えてきたい。
- ・ 「施策②２）長寿命化を意識した公園の整備・配置」は、それ以外の公園について長寿命化を意識し町民に愛される公園を目指していきたい。うち５行目、駅前広場については羊蹄山への眺望と緑の演出によるおもてなしの雰囲気、人々が滞留し非日常の賑わいが生まれる空間を創出する。これは、市街地部会で検討中の駅前広場の在り方を引用している。
- ・ 「３）③地域特性に応じた活用の推進」では、安全・快適に公園を利用できる環境整備、多様性のある公園緑地、使い方に自由な余地を残すということが、今後の公園に求められることを整理している。子育て世代の利用や高齢者の健康増進もキーワードになってくる。
- ・ P54 「４）施策④安全・安心に利用できる公園づくり」では、維持管理に関すること、避難場所としての機能、ユニバーサルデザイン、防災面を中心に整理している。
- ・ 「５）施策⑤街路樹の適切な配置」について、倶知安町には都市計画道路が１２本あり、街路樹を配置していくことが大事であるが、倶知安町は雪が多く冬場の道路の維持管理が大変で、街路樹を傷めてしまうこともある。街路樹を整備済みの道路もあるが、なかなか配置しにくい状況である。とはいえ、必要なところには街路樹をしっかりと配置することが市街地の緑づくりとして大切である。
- ・ 歩道幅員の広さによって、緑の整備手法を整理している。歩道幅員が４．５ｍ以上の道路は、国道５号や国道２７６号、メルヘン通りなど。国道５号は幹線道路ということで、市街中心部の街路樹は少ないが、メルヘン通りでは植樹枠に桜を植えていたり、国道２７６号はナナカマドなどが植えられている。これら幅員のある道路については植樹枠や街路樹を整備していく。
- ・ 歩道幅員が３．５ｍある道路は役場の前の町道大通や駅前通りだが、そのような場所はなかなか街路樹を植えるスペース確保は難しい。その分、植栽枠を用意し、地域の協力の下、花壇整備などを行っていききたい。
- ・ 歩道幅員が３．５ｍ未満であると、植栽枠の設置も難しい道路として、今後整備予定の西３丁目通りが想定されるが、施設帯にプランターを配置、ハンギングバスケットを飾るようにする等、少しでも緑を創出できるような方向性を整理している。
- ・ 植樹の１つの参考として、参考資料の自生種リストなどから優先的に植えていければと思っている。
- ・ P55 「（２）倶知安町を象徴する豊かな農地と森林、河川の保全と活用の促進」については、施策を３点整理している。
- ・ 「１）施策① 農地の保全と活用」、優良な農地がしっかりと受け継いでいかれるように、担い手の確保が大切になると考える。新規就農者への支援など。
- ・ 町内５地区にある地域資源保全隊の活動を支えていくことや、観光面ではグリーンツーリズムなどの取り組みも大切だと整理している。
- ・ 「２）施策② 森林の保全と活用」について、開発行為や建築行為により、リゾート地域では緑が失われているところがある。景観地区検討部会で検討している緑化率の導入により、保全を図りたい。
- ・ またカーボンオフセットや、町有林・民有林の維持・利活用、「しりべし・くつろ木の会」の活動なども大切な視点として施策に入れている。
- ・ 「３）施策③ 倶知安町の魅力を引き出す水辺の特性を生かした空間づくり」について、主に尻別川

について、景観向上だけでなく河川の安全性確保、それを前提とした水辺空間づくりが必要と考えている。

- ・ 河川管理者との十分に協議し、河川敷地の使い方を考えていきたい。
- ・ P56 「(3) 町民の積極的かつ協働による緑づくり活動の推進」では、7つの施策を整理している。
- ・ 「1) 施策① 町民の緑づくりへの意欲の醸成」では、色々な教育の機会や情報発信の機会づくりを、しっかり取り組んでいきたい。
- ・ 「2) 施策② 緑づくりの担い手育成」については、フラワーマスターが活躍する機会づくり、そして、俱知安農業高等学校との連携についても、生徒達が将来の俱知安を担っていくことを考えると、大切な視点である。
- ・ 「3) 施策③ 緑づくり活動の機会や場の創出」については、町内の多様なプログラムを景観計画でも紹介しているが、そこをしっかりと支えていくというところを述べている。
- ・ 「4) 施策④ 連携した緑づくり活動の推進」は、様々な団体との連携推進。
- ・ 「5) 施策⑤ 自発的な緑づくりの促進」について。既に町内では様々な緑化活動が行われている。シーニックバイウェイの活動や事業者の社会貢献プログラムなど、しっかり意識して支えていくのが大切だと思っている。
- ・ 「6) 施策⑥ 自宅や店舗など民有地の緑化の推進」について。特に駅周辺地域のおもてなし空間づくりでは緑づくりが大切と考えている。
- ・ 「7) 施策⑦ 公共施設の緑化の推進」について、ここでも街路樹や公共施設について記載しているが、フラワーマスターや俱知安農業高等学校の協力を得て積極的に進めていきたい。
- ・ アンケートでは公共施設の緑化を求めるご意見が1番多かったので、うまく取り入れていきたい。
- ・ 検討中だが、役場正面玄関前の緑地を手作りのポケットパークに出来ないかと思っている。
- ・ P58 「2. 緑化を推進する地域の方針」では、重点的な推進地域として、J R 俱知安駅周辺とリゾート地区を挙げている。
- ・ J R 俱知安駅周辺はおもてなしの空間、賑わいの空間づくりとして緑化が大切と考えている。市街地部会でも重点地域としてご意見をいただいている。
- ・ リゾート地区では、緑化率を今回の大きなテーマとしている。緑の基本計画でもしっかり整理していきたい。
- ・ P59 「第6章 計画の推進に向けて」の「1. 推進体制」については、町民、事業者、行政、活動団体が協力連携体制で進めていきたいとして、整理した。

(矢吹座長)

- ・ 素案の中で、アンケートに基づいた計画の位置づけなど網羅されているが、施策及び推進のプログラムがこの中で重要になるのではと思う。

(山田委員)

- ・ この地域に住んでいる皆さんは、緑化に対する考え方や取り組みが進んでいると思う。
- ・ 植えた後の管理が課題。空き地や道道の歩道を覆うほど伸びた雑草は、景観的にも良くない。夏場、サイクリングに来られた方が歩道を走れない、道路端に寄れないという声もある。

- ・ 冬は冬で、駅前通りなど沿道の空き地に、道路まで覆うように雪が積もっている。景観的にも良くない。
- ・ 空き地については大きな課題である。外国人の方が土地を買って、放置している。購入者は管理会社に頼んで雑草の管理をするなど記載できると良い。

(矢吹座長)

- ・ 空き地・空き家は難しい問題で、本州でも行政が関わり解決する事例が見られるようになってきた。
- ・ 景観計画と緑の基本計画が、同じ視点をもって作られるのは、とても大切なこと。

(笠間委員)

- ・ 街路樹について、P22 の図でも国道 5 号沿いが橙色に塗られているが、この区間に今どのくらい街路樹があるのだろうか。特に国道 2 7 6 号の交差点以南はほとんどないと思う。
- ・ 国道 5 号はもう少し戦略的にしていかなないと、10 年、20 年後も改善されないのではないかな。
- ・ 道路側の植樹が難しいのであれば、沿道の大規模店舗にお願いして、店舗敷地側にシンボルとなるような大きな樹を 1、2 本植えていただくなど戦略的にやっていかないと、今後も状況は変わらないのではと懸念している。
- ・ 昔のように 10 m おきに 1 本とこだわらなくても、50 m おきに大きな樹が 1 本でも良いと思う。

(星加係長)

- ・ 国道 5 号の街路樹はほとんどないが植樹桝が残っており、南の方では町内会さんが綺麗に花を植え、管理を行っていただいている。
- ・ 今年 6 月のシンポジウムでフラワーマスターさんにパネリストとして出演いただいた際、せっかく綺麗に植えた花が、車の出入りで踏み潰されたことを話していた。
- ・ 昔は植樹桝に街路樹があったが、管理の難しさからなくなっていったことが伺える。
- ・ 国道 5 号沿道は今無機質な感じがする。市街地部会でもそのような話も出ている。
- ・ できることならば、道路管理者で街路樹を、と思うが、民地側で積極的に緑を用意していただけないかと考えているところである。

(笠間委員)

- ・ 10 年後、20 年後に沿道の緑が増えていると嬉しい。

(矢吹座長)

- ・ 「気になる木」という冊子を 10 年程前にまとめたが、既に全ての木がなくなってしまった。季節を告げる木やシンボルになる木があったが、ほとんどが国道沿いにあった。
- ・ 管理上の都合等で切られてしまったようだが、これからは木を育てていくことが大切だと思う。
- ・ 河畔林の管理については、以前古谷委員が仰ったように、防災の面からも十分検討が必要になってくると思う。

(古谷委員)

- ・ 植樹したくても何を植えたら良いか、全体の調和など色々考えたくても、相談窓口がない。以前は町内に頼れる業者がいたが、今はない。行政もそこを担って誘導していければ良いと思う。

(峠ヶ委員)

- ・ 計画ができ上がった後が大事で、計画を実行していくのは、町民みんな1人1人。
- ・ P59 推進体制の図があり、中央に「協力・連携」とあるが、何によってつながるかが曖昧に思える。町民と事業者、町民と活動団体をつなげる、何か具体的なものが中央にないと、このグレーの輪はつながらない気がする。

(矢吹座長)

- ・ 推進体制はもう少し工夫してみしてほしい。
- ・ 行政は人事異動が常である。経験がない人が窓口になっても、うまく連携出来るように考えていただければ。
- ・ 今日は総体として前向きな、良い議論が出来たと感じている。終了前に何か一言ありましたら。

(坂井委員)

- ・ 植樹樹の木がなくなった理由だが、植樹されていたパラソルアカシアは台風や大風で風倒木となってしまう。開発局でも維持が困難になり、地元町内会がボランティア・サポート・プログラムの支援を受けながら、花壇として活用している。
- ・ 役場の人もなぜ街路樹がなくなったか、この町に適した樹木は何なのか考えてほしい。

(古谷委員)

- ・ 坂井委員は植樹樹への花植えの実践者である。自宅から離れた場所でも花を植えていて、坂井委員が関係していない植樹樹はない。

(矢吹座長)

- ・ 1人1人のパワー、行動が大事であり、それを誘発していくことが必要だ。
- 以上で本日の検討会議を終了する。

4 閉会